

議案第7号

債権の放棄について（契約管財局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市城東区新喜多東1丁目13番2号エスポールⅠ 201
安井 久
- 2 債 権 の 内 容 給与の過払による返還金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金372,967円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放棄の理由 債務者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく小規模
個人再生を行っており、当該債権の弁済を受けることができ
る見込みがないため

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者に対する給与の過払による返還金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。